## (2) 訪問看護指示書記載上のポイント

#### ポイント1 訪問看護指示書の書式

- ◎ 訪問看護指示書の書式は様式として定められています 
  → P33~35 参照
- ◎ その様式であれば、電子媒体で作成して使用することが可能です
- ◎ 電子媒体で既存のソフトを使用する場合は、電子カルテや「医見書ソフト(日 医総)」などがあります
- ◎ 紙ベースでは日本訪問看護振興財団より購入することができます TEL 03-5778-7002 FAX 03-5776-7009
- ◎ 各訪問看護ステーションでも白紙の訪問看護指示書を用意しています

#### ポイント2 指示期間

- ◎ 訪問看護指示書の指示期間は、1ヶ月から最長 6ヶ月の範囲で、主治医が指示期間を決め、訪問看護指示書の指示期間欄に記載します
- ◎ 指示期間の記載のない場合は、指示日より 1 ヶ月が有効期間となります
- ◎ 訪問看護指示書は、利用者の病状に応じて指示期間内でも再度交付することが 出来ます
- 一人の利用者に複数の訪問看護ステーションが訪問している場合には、それぞれの訪問看護ステーションに訪問看護指示書の原本を交付する必要があります。



#### 注意!

訪問看護指示書は「主治医が訪問看護の必要性を判断して交付する」ため、「継続して訪問看護が必要と判断した」場合には、訪問看護指示書の指示期間内に再び訪問看護指示書の交付をする必要があります。

## ポイント3 主たる傷病名と病状・治療状態

- ◎ 訪問看護の利用者が、制度上介護保険と医療保険のどちらが優先になるのかについては、訪問看護指示書に記載されている疾患名が判断の基準になります。
- ◎ 特に、悪性腫瘍の場合の「末期状態」、パーキンソン病の「ヤールの重症度分類と生活機能障害度(資料 P40 参照)」、「頸髄損傷」など、訪問看護指示書への正確な記載が必要です

#### ポイント4 褥瘡の深さ

- ◎『特別管理加算を算定する』場合や『特別訪問看護指示書を月2回交付する』場合、訪問看護指示書の「褥瘡の深さ」の欄に「真皮を越える褥瘡の状態」であることを記載する必要があります
- ◎ 「真皮を越える褥瘡の状態」とは、NPUAP分類でⅢ度又はⅣ度、DESIGH分類でD3、D4又はD5をいいます。分類の詳細はP42~43を参照してください

#### ポイント5 装着・使用医療機器等

◎ 使用している医療機器について○をつけ、カッコ内に必ず、機器の設定や管理 方法、カテーテルのサイズや交換頻度などについて具体的に記載します

### ポイント6 留意事項及び指示事項

- I.「療養生活指導上の留意事項」は、全体的な注意点を包括的に記載する欄です
- Ⅱ.「装着・使用医療機器等の操作援助・管理」など、看護師が行う「診療の補助」 行為については、文書による具体的な指示が必要です。以下は一例です
  - 1. リハビリテーション

禁忌動作や体位、内科疾患合併の場合の負荷量など

2. 褥瘡の処置など

処置方法や、使用薬剤、褥瘡の状態による薬剤の選択など

3. 装着・使用医療機器等の操作援助・管理

装着器具の種類、サイズ、カテーテルなど定期的な交換の頻度や注意点、 管理トラブル発生時の対応方法など

在宅酸素の場合は安静時と労作時の指示量、呼吸苦の際の注意点など

#### 4.その他

食事制限がある場合のカロリーや、排便コントロールの際の具体的内容など

※ これらの指示事項が書ききれない場合については、別紙に記載してもよいことになっています



- ◎ 在宅で医療機器の管理をする場合には、主治医が『該当する指導管理料』を 算定できます
- ◎ 必要な医療材料は、『特定保険医療材料料』として請求できるものがあります
- ◎ 衛生材料などは『在宅寝たきり患者処置指導管理料』を算定する中で必要

## (3) 訪問看護指示書の種類と留意点

## ① 訪問看護指示書 □ P33

- ◎ 通常使用される訪問看護指示書です
- ◎ 主治医は訪問看護ステーションに訪問看護指示書の原本を交付します
- ◎ 指示期間は、最長6ヶ月までです(記載がない場合の指示期間は1ヶ月)
- ◎ 訪問看護指示書交付の際、月1回主治医が『300点』を算定できます
- ◎ 2カ所以上の訪問看護ステーションから訪問看護を提供する場合は、各訪問看護ステーションに交付することになっています(算定は1回分のみ)

# ② 特別訪問看護指示書 🖂 P34

- ◎ 患者の急性増悪などにより、頻回の訪問看護が必要になった場合に交付します→介護保険対象の利用者の場合、医療保険による訪問看護に切り替わります
- ◎ 特別訪問看護指示書による訪問看護は「訪問看護指示書【上記(1)】」が交付されていることが前提条件となります
- ◎ 特別訪問看護指示書の交付は原則として月1回で、主治医が『100点』を算定できます。ただし、「気管カニューレを使用している状態にある者」「真皮を越える褥瘡の状態にある者」については、月2回まで交付できます
- ◎ 指示期間は 14 日間までで、月をまたいでもかまいません
  - →特別訪問看護指示期間中の訪問看護は医療保険での対応になります
  - →急性増悪の症状が改善し、指示期間を訂正していただいた場合の訪問看護は 介護保険対応に戻ります

#### ③ 在宅患者訪問点滴注射指示書

- ◎ 週3日以上の点滴注射を行う必要を認め、訪問看護ステーションに対して指示を行う場合に交付します(書式は【上記(1)(2)】と共通)
- ◎ 患者1人につき週1回(指示期間7日以内)に限り、月に何回でも交付できま す
- ◎ 週3日以上の点滴を実施した場合、在宅患者訪問点滴注射管理料として、主治 医が『60点』を算定できます
- ◎ IVH は対象外です

# ④ 精神訪問看護指示書 □ P35

- ◎ 精神障害者社会復帰施設等において、同時に複数(8人まで)の患者に訪問看護を行う場合(訪問看護ステーションが訪問看護基本療養費(Ⅱ)を算定)に交付します(精神疾患患者すべてに交付する指示書ではありません)
- ◎ 精神科を標榜する保険医療機関の精神科を担当する主治医が交付でき、月1回 主治医が『300点』を算定できます
- ◎ 精神訪問看護指示書を交付した場合、「訪問看護指示書【上記(1)】」は必要ありません